

資料2－1

第1回職場における化学物質管理の今後のあり方に関する検討会 議事概要

1 日時、場所

平成22年1月19日（火）14：00～16：00

厚生労働省2階 共用第6会議室

2 出席者

- (1) 参集者：市川委員、柳氏（塙崎委員代理）、城内委員、豊田委員、名古屋委員、西委員、西野委員、橋本委員、廣川委員、福岡委員、堀江委員、宮川委員、山本委員
- (2) 事務局：平野安全衛生部長、高崎計画課長、半田化学物質対策課長、小泉化学物質対策課長補佐、奥野産業安全専門官、井上化学物質情報管理官
- (3) 傍聴者：計32名

3 議事概要

(1) 座長の選任

名古屋委員が座長に選任された。

(2) 職場における化学物質管理の今後のあり方に関する検討について

（資料3及び4並びに参考1から5）

事務局より、職場における化学物質管理の現状を説明した後、資料4に沿って、化学物質管理の現状における課題について自由討議が行われた。概要は、以下のとおり。

① 全体に関する事項

- ・第11次労働災害防止計画の達成状況をレビューすることで、今後検討していかなければならない事項を抽出すべき。
- ・第11次労働災害防止計画にも記載されている「規制と自主管理の適切な組み合わせ」を、今後いかに推進していくかということを考えていく必要がある。

② 化学物質の危険有害性情報の伝達と活用に関する事項

- ・検討の範囲について確認したい。農業における農薬使用などは検討

対象になるのか。

→家族従事者などを除けば、農業従事者も労働保護法規の適用対象であるが、農林水産省に安全担当の部署があると承知している。検討については広く検討をお願いしたい。対応は、必要に応じ、当方で整理させていただく。

- ・本検討会は、ILO170号条約（職場における化学物質の使用の安全に関する条約）の批准に向けた検討となるのか。

→化学物質による労働者の健康障害の防止を図るということについて、現在の化学物質管理のあり方を検討していくというのが今回の趣旨であるが、前向きに考えていただきたい。

- ・国際的には、市場にあるあらゆる有害物についてラベルで知らせるというシステムが確立している。わが国にはそういう概念の基本となる法律がない。

- ・現場で取り扱う化学物質にどういう危険性があるか、入手した危険有害性情報をどのように活用すればよいかといった教育が労働者、管理者双方に対して不十分である。

- ・MSDSについては、化学物質情報の「伝達」と「活用」が十分ではない状況にある。そのため、単にMSDS交付対象化学物質を増やすだけでなく、MSDSの普及や活用に係る労働者への教育なども同時に促進しないと空回りに終わってしまう。

- ・表示については、現場の実態に応じて、GHS勧告書でも示されている代替手段も認め、柔軟に自主的なやり方を促進できるものを検討する必要がある。

- ・例えば、製品を小分けする際、労働現場の実態として、小分けしたすべてのものにフルの法定要件を記載して表示（ラベリング）することは物理的に困難であるため、GHS代替手段を含め、ラベルの記載内容は最低限、名称（一般名も）、絵表示を記載するといった柔軟な対応も考慮すべき。

- ・中毒にかかった患者が原因となった物質の名称さえ知らないことがあり、診療方針の決定に苦慮するため、有害物質について、表示は必要。

③ リスクアセスメントの普及に関する事項

- ・どのような事業場、どのレベルの人を対象に、どの程度までのリスクアセスメントを実施すればよいのかを明確にすることが必要。
- ・リスクアセスメントの実施を促進するためには、最低限実施しなけ

ればならない事項をはっきりさせるべき。

- ・REACHで要求されているCSR（化学物質安全性報告書）レベルのリスクアセスメントを実施する能力を有している会社は少ない。
- ・リスクアセスメントの実施状況の資料では、かなり普及しているようだが、現場の実態はまだまだである。
- ・災害防止という目標はよいが、どんな「災害」を防止しようとするのか明確にするべき。
- ・アメリカでは、事業場のリスクアセスメントを実施するにあたり、まず現場を見て、ばく露を評価することから始められている。
- ・専門家でなくても活用できる、コントロール・バンディングといった管理手法もあるが、化学物質に係る有害性のリスクを判定するときは、ばく露限界値が基本である。コントロール・バンディングによるリスク判定が難しい場合、そこではじめて、測定が実施される。
- ・日本では、公的に有害物質についてばく露限界値が示されていない。
- ・アメリカの中小企業では、コンサル会社にコントロール・バンディングを含め、リスクアセスメント全般を依頼しているところもある。
- ・アメリカでは、事業場のリスクアセスメントの実施を主に専門家が担当しており、定性的な方法も取り入れながらリスクアセスメントが実施してきた。日本では、法令により仕組みががんじがらめに縛られているため、人材が育ちにくい環境であった。
- ・コントロール・バンディングを管理手法に取り入れるという考え方はよいが、国が現在行っているリスク評価との関係を明らかにすべき。
- ・リスクアセスメントを実施するには、ある程度の専門性が必要。やみくもに個々の事業場がリスクアセスメントを実施するよりは、専門家が実施すべき。
- ・リスクアセスメントは、安全衛生推進者のテキストに少し掲載されている程度であり、化学物質管理はほとんど掲載されていない。そのため、教育を行うにしても不十分な状況にある。
- ・健康診断結果や衛生委員会の議事録のように、リスクアセスメントの実施結果や作業環境測定の結果を労働者に知らせる仕組みを検討すべき。
- ・中小を対象にしているようである「より受け入れられ易い管理手法の促進」が、現行の制度にどのようにつながっていくのかを議論するべき。

④ 現行規制における目標達成手段の限定に関する事項

- ・現行ではリスクがなくても、繰り返して測定しなければならないこととなっており、過剰である。
- ・測定により作業環境が良好であることを確認した上で、さらに局所排気装置の稼働要件を課すというのは、二重規制である。
- ・技術がない人でもできるやり方と、技術のある人が工夫してできるやり方の両方があるべき。
- ・リスクアセスメントが提唱されて年月が経っていないので、定着していないのも当然か。
- ・事業者の自主管理を促進できる体制を盛り込み、インセンティブを付与しつつ、事業者の自主管理意識を高めることが必要。
- ・事業場の作業管理を自主的に行うにはそれなりの技術が必要であり、それを実施できる専門家を養成することが大事。技術（専門家）がなければ、自主的な管理と言ってもうまく回らない。
- ・世界は自主管理に移行している一方、日本は法規準拠型で管理が行われてきた。ガイドラインにより、化学物質管理の大きな枠組みを示し、その中で法規制の位置付けを示すべき
- ・作業環境測定は健診よりも強い罰則が科されているにもかかわらず、監督署へ届出が義務づけられていないので、監督署へ届出義務のある特殊健診の方がまじめに実施されているのではないか。
- ・屋外事業場に係る作業環境測定は、ガイドラインにより実施が示されているが実施されていない。ガイドラインと法令との棲み分けができていないためではないか。
- ・日本の作業環境測定は、法令に定められた事項のみさえやっていればよいという状況にあり、人材が育ちにくいのではないか。
- ・健康診断や過重労働対策、メンタルヘルス対策等では、結果を安全衛生委員会に報告し、自主的に事業場内で管理を行っていこうとする動きがある。事業場や労働者の自主管理意識の向上のためにも、作業環境測定結果を事業場内で周知したり、労働者に作業環境状況を知らせることができる体制を整備することが必要。
- ・個人ばく露測定結果が労働者に通知されるようなしくみを検討すべき。
- ・作業環境測定結果に報告の義務を課すのは、抵抗があるのではないか